



園だより 第57号 2023.12月

保育園は遊ぶところ？幼稚園は学ぶところ？



働くパパ・ママのために「保育（ただ預かる？）」をしてもらうところが保育園!!、読み書きなどの「教育（学ぶ？）」をしてもらうところが幼稚園!!というイメージがありませんか？ 2018年に改定された保育所保育指針では、保育園も認定こども園や幼稚園と共に、幼児教育の一翼を担う施設であるということが明示されています。保育園も幼児教育で育みたい子供たちの資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を「遊び」を通して培っています。

じゃあ、**保育所保育指針って なに？**

保育所での保育内容について厚生労働省が示したものです。具体的には、保育所における保育とは何か、保育で大切にすべきことは何かなどの基本的な考え方、保育のねらい、保育の具体的内容や保育所の運用に関することが記載されています。この指針のベースにあるのは『子どもの人権を尊重する姿勢!!』。0歳児から子どもの主体性を育むこと（子どもが納得して行動を選べるように）が大事にされています。

保育所の役割って何？・まちなか保育園がめざすもの？

①「**子どもの最善の利益**」を考慮する場⇒**子どもの幸せのための施設**

②「**養護及び教育を一体的に**」行います！

発達過程の最も初期にあたる3歳未満児を預かる保育所では「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重要！保育士は常に子どもを愛し、気持ちを受け止めながら（養護）、様々な活動を通して発達を支援しています（教育）。

③**地域を支え、支えられる関係に！**

保育所は勿論子どもを保育するところですが、同時に地域社会に溶け込み、浸透し、様々な貢献できる場所でありたいと思っています。また地域社会から様々なサポートを受ける、そんな相互の関係が理想です。

④**保護者ととともに子どもを育てていきます！**

子どもへの豊富な知識やノウハウをもった保育士が保護者と連携をよくとって、その子らしい発達を踏まえ一緒に育てていきます。その為にも保育者としての専門性を向上させていくことが大切だと思っています。

今月も 笑顔 いっぱい!! まちなかの子ども!



